

定 款

# 定 款

## 第一章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は、株式会社DTSと称する。  
英文では、DTS CORPORATION と表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. システムインテグレーションサービス
2. 情報システムの開発および保守の受託、売買ならびに賃貸借
3. 情報システムに係わる電気工事、電気通信工事の設計および施工
4. 情報システムに係わる教育機器および教材の開発、売買ならびに賃貸借
5. 情報システムに係わる出版、編集、翻訳業務
6. コンピュータシステムおよびネットワークの導入、運営管理ならびに保守管理
7. コンピュータ等情報関連機器およびソフトウェアの製造および開発、売買ならびに賃貸借
8. インターネット等を利用した情報処理、情報提供、商取引ならびにこれらの仲介
9. マルチメディア関連のコンテンツ製作、売買ならびに賃貸借
10. 著作権、ノウハウ等の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理および譲渡ならびにこれらの仲介
11. 労働者派遣事業
12. 前各号に関する企画、調査、研究、研修、教育、コンサルティングの受託
13. 前各号に付帯および関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

### 第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第二章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

#### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### 第10条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

### 第三章 株主総会

#### 第11条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第13条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役に於いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主1名に限る。

2. 前項の場合、株主または代理人は、総会毎にあらかじめ代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

## 第四章 取締役および取締役会

### 第17条 (員 数)

当社の監査等委員でない取締役は、17名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### 第18条 (選任方法)

取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

### 第19条 (任 期)

監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### 第20条 (代表取締役)

当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役2名以内を選定する。

### 第21条 (役付取締役)

当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名を定めることができる。

### 第22条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第24条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

### 第25条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### 第26条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第27条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第28条 (取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任(善意でかつ重大な過失がないときに限る。)を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第五章 監査等委員会

### 第29条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第30条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第31条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第六章 会計監査人

### 第32条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第33条 (任 期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第七章 計 算

### 第34条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第35条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第36条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

第50回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の例による。

第2条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置）

第50回定時株主総会の決議による変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および同定時株主総会の決議による変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第50回定時株主総会の決議による変更前定款第14条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成29年6月22日 一部改正

令和4年6月23日 一部改正